

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成22年度
条 例 名	知事等の給与等の特例に関する条例		
条 例 番 号	平成17年神奈川県条例第12号	法 規 集	第 2 編 第 4 章
所 管 部 局 室 課	総務局組織人材部人材課		
条 例 の 概 要	特別職の給与等については、別に条例で定めているが、厳しい財政状況の中、県財政及び県政運営全般に対する基本的姿勢を示すため、特別職の給与等について特例的な減額措置を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>(現在でも必要な条例か。)</small>	特別職の給与等については、地方自治法第204条第3項の規定により条例で定める必要があることから、特例として減額措置を定める本条例も必須の条例である。	
	有効性 <small>(現行の内容で課題が解決できるか。)</small>	平成17年度から平成22年度までの特別職の給与を減額することについて定める条例であり、県財政及び県政運営全般に対する基本的姿勢を示すため有効に機能している。	
	効率性 <small>(現行の内容で効率的といえるか。)</small>	平成17年度から平成22年度までの複数の特別職の給与等を減額することについて、明確かつ限定的に定めている。	
	基本方針適合性 <small>(県政の基本的な方針に適合しているか。)</small>	平成17年度から平成22年度までの特別職の給与等を減額することについて定めており、人件費の抑制として県の基本方針に適合している。	
	適法性 <small>(憲法、法令に抵触しないか。)</small>	地方自治法第204条第3項の規定に基づき、平成17年度から平成22年度までの給与等の額の特例を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	-	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>